

食安輸発0728第1号
平成26年7月28日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(バングラデシュ産クミンの種子及びブルキナファソ産ごまの種子)

標記については、平成26年3月28日付け食安輸発0328第4号（最終改正：平成26年7月24日付け食安輸発0724第1号）にて通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、バングラデシュ産乾燥クミンの種子及びブルキナファソ産生鮮ごまの種子において食品衛生法違反の事例があったことから、同通知の別表1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく願います。

記

1. 別表1中、

対 象 国 ・ 地 域	製品検査の 対象食品等	条件	検 査 の 項 目	試験品採 取の方法	検査の方法	検査を受けることを 命ずる具体的理由
バングラ デシュ	クミンの種子 及びその加工 品（簡易な加 工に限る。）		プロフェノ ホス	別表2の 3による こと。	平成17年1月24日付け 食安発第0124001号「食 品に残留する農薬、飼 料添加物又は動物用医 薬品の成分である物質 の試験法について」に よること。	基準値（0.05ppm） を超えるプロフェノ ホスが検出されるお それがあるため。

を追加する。

2. 別表1中、

対 象 国 ・ 地 域	製 品 検 査 の 対 象 食 品 等	条 件	検 査 の 項 目	試 験 品 採 取 の 方 法	検 査 の 方 法	検 査 を 受 け る こ と を 命 ず る 具 体 的 理 由
ブルキ ナファ ソ	ごまの種子 及びその加 工品（簡易 な加工に限 る。）		イミダ クロ プリド	別表2の 3による こと。	平成17年1月24日付 け食安発第0124001号 「食品に残留する農 薬、飼料添加物又は 動物用医薬品の成分 である物質の試験法 について」によるこ と。	基準値（0.01ppm） を超えるイミダクロ プリドが検出される おそれがあるため。

を追加する。